

山口県自動車税種別割PayB納付Q & A

問	答
1 Pay Bとは何ですか。	<p>Pay B（ペイビー）は、スマートフォン用のアプリ※です。</p> <p>事前にアプリに口座情報等を登録し、納付書にある「コンビニ納税用」バーコードを読み取り、ご自宅等から夜間・休日でも県税を納付することができます。</p> <p>※Android、iOSに対応します。</p>
2 Pay Bで納付できるのは、どの税金ですか。	<p>自動車税種別割のみです。（新車の登録時は対象外です。）</p>
3 Pay Bで納付するためには、何が必要ですか。	<p>次のものをご準備ください。</p> <p>①山口県自動車税種別割納税通知書又は納付書 （「コンビニ納税用」バーコードが印刷されているものでコンビニ使用期限が未到来のものに限ります。）</p> <p>②インターネットに接続可能で、カメラを搭載するスマートフォン等の端末</p> <p>③県税の引き落としに使用する口座のキャッシュカード</p>
4 納付手続きの方法を教えてください。	<p>①スマートフォン等の端末にアプリをインストールしてください。 引き落としに利用する金融機関によって、インストールするアプリが異なります。</p> <p>②アプリを起動し、口座情報等の事前登録を行います。</p> <p>③納税通知書または納付書の「コンビニ納税用」バーコードをカメラで読み取り、支払用パスワードを入力すれば、納付が完了します。</p> <p>詳しくは、Pay Bユーザサポート 03-6457-9459までお問い合わせください。</p>
5 利用できる期間はいつですか。	<p>「コンビニ使用期限」に記載された年月日まで利用できます。期限を過ぎたバーコードは読み取ることが出来ません。</p>

山口県自動車税種別割PayB納付Q & A

問	答
6 夜間や休日でも利用できますか。	金融機関ごとにメンテナンス等のため、一部利用できない時間帯がありますが、夜間・休日を問わず利用できます。
7 税額の他に、手数料等がかかりますか。	手数料等はかかりません。 なお、インターネット接続にかかる通信費用は、利用者負担となります。
8 どのような金融機関の口座であれば、利用できるのですか。	引き落とし口座として利用可能である金融機関は、山口銀行、もみじ銀行、北九州銀行、ゆうちょ銀行等です。 詳しくは、ビリングシステム(株)のホームページ (https://payb.jp/) でご確認ください。
9 インターネットバンキングへの登録は必要ですか。	不要です。 銀行口座をお持ちであれば、Pay Bによる納付をご利用いただけます。
10 1日に何度でも利用できますか。利用限度額はあるのですか。	1日に何度でも利用できますが、利用合計額が30万円を超えた場合、その日の支払は出来ず、翌日以降に納付いただくこととなります。 利用合計額には山口県への納税以外（公共料金、他自治体への支払）も含まれます。
11 家族名義の自動車税種別割を私名義の口座から支払うことはできますか。	家族名義の自動車税種別割でも納付は可能です。
12 自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造変更用）は発行されますか。	車検の際に必要な運輸支局での納税確認が電子化され、納税証明書の提示が省略できるようになっているため、納税証明書は発行いたしません。 ただし、納付手続きを完了してから電子的に納税確認が可能となるまで、2営業日（土日祝を除く）程度を要しますので、この確認できない期間内に車検等を受ける方は、金融機関または県税事務所の窓口、コンビニエンスストアで納税通知書を使用して納付し、納税通知書に添付の納税証明書を提示してください。 なお、納期限の前日までは、前年度の納税証明書で車検を受けることができます。

山口県自動車税種別割PayB納付Q & A

	問	答
13	銀行口座からの引き落としはいつになりますか。	手続き後、即時となります。 (残高不足時は、手続きができません。)
14	領収証書は発行されますか。	領収証書は発行しません。 支払完了通知メールやアプリの取引履歴等からご確認いただけます。 領収証書が必要な方は、Pay Bやクレジットカードによる納付は行わず、納税通知書や納付書を使用して金融機関やコンビニエンスストア、県税事務所等の窓口で現金により納付してください。
15	現在、口座振替により自動車税種別割を納付していますが、Pay Bによる納付ができますか。	口座振替納付をご利用中の方には、Pay Bをご利用いただけません。 Pay B納付を希望される場合は、口座振替納付廃止の手続きが必要です。 3月中旬までに振替口座を有する金融機関の窓口で廃止の手続きを行うと、次に送付される納税通知書からPay B納付が可能となります。 手続きの詳細は、お近くの県税事務所にお問い合わせください。
16	納付日はいつになりますか。	納付日は、納税者が納付手続きを完了した日となります。
17	納付手続きが完了しているか確認する方法はありますか。	支払完了を通知するメールが届きます。また、アプリの取引履歴から確認することもできます。
18	納付手続きが完了した後、取り消すことはできますか。	納付手続き完了後は、取り消すことはできません。十分にご確認の上、手続きを行ってください。
19	Pay Bによる納付手続きを完了した後、誤って金融機関やコンビニエンスストア、県税事務所等の窓口、またはクレジットカードで納付してしまいました。どうすればよいですか。	納付の取り消しはできません。 二重に納付されたことによる過誤納金は、納付された日から約2ヵ月後に納税義務者(納税通知書に記載されている方)に還付します。 ※当該納税義務者に未納の県税がある場合は、地方税法の規定により当該未納額に充当し、なお残額がある場合は還付します。

山口県自動車税種別割PayB納付Q & A

	問	答
20	納付手続きを完了した後、自動車を抹消登録しました。減額による差額分はどうなりますか。	<p>抹消登録をされた場合は、納付された自動車税種別割のうち、月割りにより減額となった自動車税種別割を、抹消登録の約2ヵ月後に納税義務者（納税通知書に記載されている方）に還付します。</p> <p>※当該納税義務者に未納の県税がある場合は、地方税法の規定により当該未納額に充当し、なお残額がある場合は還付しません。</p>
21	自動車税種別割を納付する前に、自動車を抹消登録しました。自動車税種別割は月割額になりますが、この月割の税額を、Pay Bを利用して納付することができますか。	<p>月割の税額で納付される場合は、県税事務所に納付書の発行を請求してください。</p> <p>なお、Pay Bにより年税額の全額を納付いただいた場合は、差額を約2ヵ月後に納税義務者（納税通知書に記載されている方）に還付します。</p> <p>※当該納税義務者に未納の県税がある場合は、地方税法の規定により当該未納額に充当し、なお残額がある場合は還付しません。</p>
22	一度Pay Bによる納付手続きを行えば、翌年度以降は手続き不要で自動的に納付できますか。	<p>口座振替納付のように自動的に納付されるわけではありませんので、納税通知書または納付書が届くごとに、バーコードを読み取っていただく必要があります。</p>
23	納税通知書を紛失しましたが、Pay Bで納付することができますか。	<p>お近くの県税事務所に納付書の発行を請求してください。</p>
24	山口県からPay B納付に関するメールが届くことがありますか。	<p>山口県からメールを送信することはありません。</p> <p>山口県を装った不審なメールが届いた場合は、メールに記載されているリンク先（URL）へのアクセスや送信元への返信はしないでください。</p> <p>※事前登録の完了時や、支払手続き完了時には、金融機関やアプリを取り扱う事業者からのメールが届くことがあります。</p>